

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関、役場町民課年金担当窓口または函館年金事務所へお申し出ください。

健康管理センターだより

介護保険の「住宅改修」って知っていますか？

記：保健福祉課 社会福祉士 山瀬 寛子

高齢に伴い身体機能が変化し、住み慣れた家でも生活に不都合が生じることがあります。

そんなとき家を住みやすいように改修する費用を一部負担してくれる仕組みが「住宅改修」です。高齢者が生活しやすく、また、介護者が介護しやすい住環境を整えることができます。

■対象者

要支援・要介護と認定され、在宅で生活されている方

■対象となる住宅

介護保険被保険者証に記載されている住所の住宅

■支給限度基準額

20万円（改修にかかる費用の20万円までが対象）

■自己負担額

1割（所得により2割・3割）

例）8万円の工事の場合、自己負担額は8千円

（1割負担の場合）

■住宅改修の種類

- ①手すりの取り付け（トイレ、浴室、玄関、廊下など）
- ②段差の解消
（玄関の上がり框に踏み台を設置するなど）
- ③床材の変更（畳をフローリングへ変更など）
- ④洋式トイレへの変更
（和式便器から洗浄機付き便器への変更など）
- ⑤扉の変更（開き戸を引き戸へ変更など）
- ⑥①～⑤の工事に付随して必要となる住宅改修

※住宅改修を希望される方は、要介護認定が必要となります。

※改修工事は主に住宅改修の専門業者が行っていますが、町内の建設業者が行うことも可能です。

（業者によっては行っていない場合があります）

詳しくは、木古内町地域包括支援センターまでお問い合わせください。

木古内町地域包括支援センター（木古内町健康管理センター内）☎01392-2-2122